

〔事案 29-336〕 損害賠償等請求

・平成 30 年 9 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から、先進医療特約が付加されていないとの誤った回答をされたため、先進医療に該当する手術を選択できなかったことを理由として、損害賠償等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

先進医療対象の手術をうけるかどうか検討していたため、募集人に対し平成 22 年 5 月に契約した利率変動型積立保険に先進医療特約が付加されているか否かを確認したところ、「先進医療特約は付加されていない」との誤った回答をされた。先進医療対象の手術を受けられなかったことに対する損害の賠償と、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 先進医療特約が付加されているか否かは、募集人以外に、保険証券または当社が毎年送付している冊子により容易に確認することができ、コールセンターで確認することも可能であった。
- (2) 先進医療特約の支払内容は、技術料に応じた金額を支払うものであり、給付金を受け取れなかったこと自体が損害とはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金に関する説明時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、先進医療対象の手術を受けられなかったことに対する損害の賠償および慰謝料の支払いは認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人が、先進医療特約が付加されているかという申立人の質問に対して誤った回答をしたことには争いが無い。申立人の質問は非常に単純で、募集人は容易に調べることができたものであり、募集人の行為は不適切なものであったと言わざるを得ない。